地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から段階的に10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

◎ 令和2年度決算

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 549,284 千円

【歳出】社会保障施策に要する経費(一般財源) 3,143,351 千円

(歳出の内訳)

(単位:千円)

					(
項目	決算額		財 源	内 訳	
		国庫支出金	県支出金	その他 特定財源	一般財源
1 医 療	1,680,478	358,618	316,898	7,017	997,945
2 介護・高齢者福祉	904,274	26,241	54,025	5,060	818,948
3 子ども・子育て	2,166,183	919,632	325,455	65,399	855,697
4 障害者福祉	1,065,758	508,837	258,425	0	298,496
5 貧困・格差対策	473,021	335,978	9,466	0	127,577
6 その他	45,264	576	0	0	44,688
合 計	6,334,978	2,149,882	964,269	77,476	3,143,351